

傍聴要領(遵守事項)

沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会

1.傍聴する場合の手続き

- (1)会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を伝え確認を受けたうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2)会議の傍聴は、事前に傍聴希望の届出を行って下さい。届出の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

2.会議の秩序の維持

- (1)傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2)傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場して頂きます。
- (3)傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3.会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1)会議開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2)拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3)私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4)会議において、飲食または喫煙しないこと。
- (5)会議において、写真撮影、録画、録音等をおこなう場合には、会議の支障とならないようにすること。
- (6)その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4.新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力について

次の項目に該当する方は、傍聴の自粛をお願いします。

- ①発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
- ②風邪の症状のある方